

特別定額給付金に関するお知らせ



給付金の サギに注意!!

(詐欺)

絶対に教えない! 渡さない!

- 暗証番号
- 口座番号
- 通帳
- キャッシュカード
- マイナンバー

市区町村や総務省などが以下を行うことは
絶対にありません

- ✖ 現金自動預払機 (ATM) の操作をお願いすること
- ✖ 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ✖ メールを送り、URL をクリックして申請手続きを
求めること

「怪しいな?」と思ったら遠慮なくご相談ください

消費者ホットライン **188**
(局番なしの3桁)

新型コロナウイルス給付金関連
消費者ホットライン
0120-213-188

お住まいの**市区町村**

お近くの**警察署**

警察相談
専用電話 **#9110**





福岡県警察からのお知らせ

注意!

新型コロナウイルスの 感染拡大に乗じた**犯罪**が **発生中!**

次のような犯罪が発生しています。

- ◎ 製薬会社の社債購入や融資を募る **二セ電話詐欺**
- ◎ マスク無料送付を装うメール等による **フィッシング詐欺**
- ◎ 金の購入やウイルスに効くサプリの購入を迫る **悪質商法**

防犯のポイント



POINT

「製薬会社から郵便が届いてないか」、「コロナで会社が倒産して借金ができた」と電話がかかってきたら・・・

- 身に覚えのない話はきっぱり断る。電話を切る。
- 家族や警察に相談、緊急時には110番通報する。

二セ電話
詐欺



POINT

「マスクを無料送付、大量入荷」など、心当たりの無いメールやSMS (ショートメッセージサービス) が届いたら・・・

- 心当たりのないメールやSMSは開かない。
- メールやSMSに記載されたリンクは安易に開かない。

フィッシング
詐欺



POINT

「金の相場が上がるので購入しないか、新型コロナに効くサプリを購入しないか」と言われたら・・・

- うまい話を信用しない。
- つられて返事をしない、すぐに契約しない。

悪質商法

今後、新たな手口の勧誘が行われる可能性があります。
少しでも不安を感じたら最寄りの警察署や警察本部にご相談ください。
『家族の絆』、『地域の絆』で詐欺を防ごう!!



お問合せ先：福岡市博多区東公園7-7 福岡県警察本部生活安全総務課二セ電話詐欺対策担当
電話番号：092-641-4141 (内線3023、3024、3025)

ポリスメール むなかた

編集/発行
宗像警察署
【連絡先】
Tel.36-0110



ふっけい君

台風シーズン到来!

～ 災害への備えは大丈夫ですか? ～



沖ノ島



大島

地島

【凡例】

- ⊗ ~ 土砂、崖崩れ
- ★ ~ 溜池決壊

福岡県防災ホームページ

を活用しましょう!!

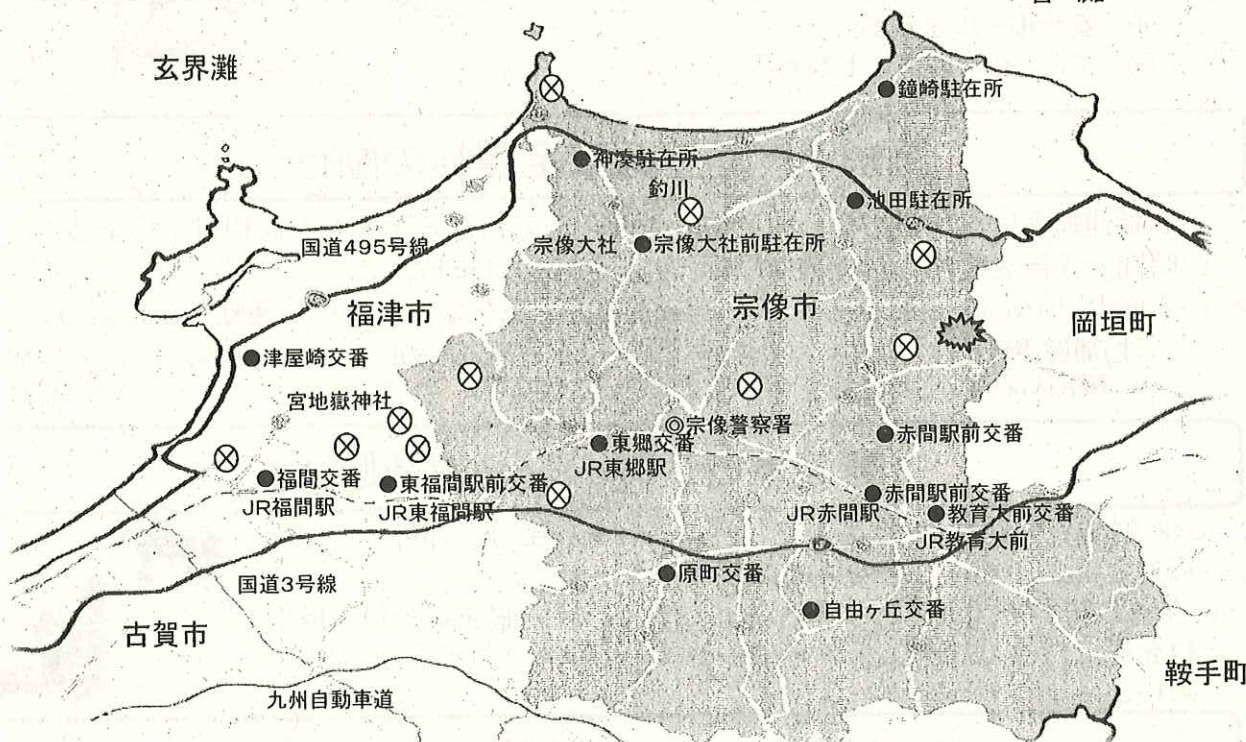
防災に関する情報のほか

「河川監視カメラ」

「土砂災害危険度情報」

等も掲載されています。

響灘



【事前にできる災害への備え】

- 気象情報・ハザードマップの確認
- 「避難場所・避難経路」の確認
- 災害に備えた早目の準備・避難
- 非常持ち出し荷物の点検

災害時には、未確認の情報がデマとなり、混乱を招く場合があります。ラジオなどで正しい情報を聞いて行動しましょう。

慌てず! まずは身の安全を! 正しい情報のもと早目の避難を!!

ポリスメール おなかた

編集/発行
宗像警察署
【連絡先】
Tel.36-0110



ふっけい君

秋の交通安全県民運動

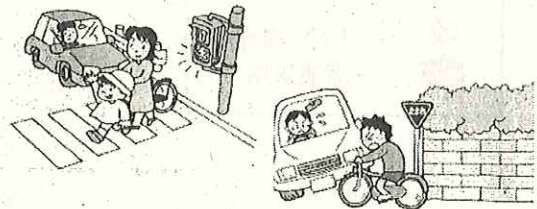
【9月21日（月）から9月30日（水）までの10日間】

子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

- 道路横断時は「とまって見て待って」渡りましょう。
- 自転車は「車両」です。自転車安全利用五則を守りましょう。

【自転車安全利用五則】

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



高齢運転者等の安全運転の励行

- 高齢運転者は、加齢に伴う身体機能の変化に応じた安全運転を心掛けましょう。
- 時間や天候を考慮した「補償運転(注)」を心掛けましょう。
- 70歳以上の高齢運転者の方は、高齢運転者標識を車体につけて運転しましょう。

(注)補償運転とは、加齢に伴う身体機能の変化を補うために、体調や天候、道路状況等を考えて安全に運転することです。



夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- 夕暮れ時や夜間は、早めのライトの点灯を心掛け、郊外など暗い夜道ではハイビームを効果的に活用しましょう。
- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい色の服を着たり、反射材を身に付けるなど、ドライバーから早く発見されるよう心掛けましょう。



飲酒運転等の危険運転の防止

- 「飲酒運転は、絶対しない、させない、許さない」そして「見逃さない」ことを県民一人一人が徹底しましょう。
- 車を運転するときは、アルコールが残っていないか確認しましょう。
- 車を運転することを知りながら酒を勧めること、酒を飲んで運転する恐れのある人に車を貸すこと、飲酒運転の車に同乗することは犯罪です。絶対にやめさせましょう。
- 飲酒運転を見かけたら、迷わず110番通報しましょう。

